

◆ リスクアセスメント対象 ◆ 化学物質のばく露防止措置 ◆

労働安全衛生規則（以下、安衛則という）等の一部を改正する省令により、事業者は化学物質の自律管理を行う必要があります。事業者は対象物質のリスクアセスメントを実施し、リスクの周知や、対策を行い、リスクアセスメント対象物質にばく露した労働者が健康被害を起こさないよう管理しなければなりません。今までの有機溶剤、特定化学物質などの特別則では局所排気装置の能力などまで細かく決められているものが多かったのですが、特別則以外の物質はばく露防止措置に關して事業者が選択して管理することになってい

ます。今回はばく露防止措置について紹介いたします。

■ 作業場の化学物質濃度について

事業者の義務として安衛則第577条2第1項にて労働者がリスクアセスメント対象物質にばく露される程度を最小限度にすること、安衛則第577条2第2項にて厚生労働大臣が濃度基準を定める対象物質については屋内作業場においてばく露される程度を濃度基準値以下とすることが規定されています。

従来の特別則においては、有機則の場合、各型式の排気装置に応じた制

建屋に設置する全体換気装置の例



ばく露防止措置について

化学物質のばく露防止措置として、

- (1) 有害性の低い物質への代替
- (2) 装置等の密閉化
- (3) 局所排気装置又は全体換気装置の設置
- (4) 作業方法の改善
- (5) 保護具の使用

御風速を満たす設備を設置することが義務とされており、設備の設置の有無というプロセスが求められていました。

しかし、化学物質の自律管理においては、実際に作業者が吸い込む有害物質のばく露量を「最小限度にする」「濃度基準値以下とする」といった結果が求められています。このような管理ができていれば、ほぼ労働者に健康被害が起きることはなく、原則として各化学物質に関する健康診断を行わなくてもよいというのが、いままでの特別則による管理と自律管理とで大きく異なる点となります。

弊社の測定先事業所においても今までは局所排気装置の設置や増設が作業場の改善としては多かったのですが、有機溶剤系塗料から水性塗料（有害物の含有が少ない）へ切り替えた所や、全体換気装置による対策で濃度が下がった事業所もあり

ます（写真）。全体換気装置は規則によっては風量の規定のみあったり、風量の規制がないものもあるため、滞留箇所が多い場合や能力不足の場合、設置してもなかなか濃度低減につながらないケースもあるのが現状です。

しかし、最近では建屋の形で気流のシミュレーションを行い、滞留箇所をなくし、効率よく換気するシステムを設計できる全体換気装置もあり、弊社顧客でも全体換気により3割程度浮遊粉じん量が減少した例もあります。

ばく露防止措置に関しては選択肢が増えており、事業者が適切なものを選ぶことが重要です。代替品の場合、作業性やクオリティの確認に時間がかかったり、対策によりコストに幅が出るので、自社の状況を把握し、早めに措置の検討をしてみたいかがでしょうか。

（株アイエンス）